

景観計画が決定しました

美しい東川の風景を守り育てる

美しい東川の風景を守り育てるため、景観法に基づく東川町景観計画が11月17日に決定し、1月1日から施行となり、写真の町にふさわしい美しい町づくりをより一層進めていくことになりました。皆さんにかかわりのある主な事は次のとおりですので、ご協力をお願いします。

基本目標

木を大切に。(樹木を植え、剪定伐採は計画的に行なう。)
無彩色及び素材色を尊重する。(建物・構築物は原色を使わない。)
建物・構築物は樹木よりも低くする。(スカイラインの保全と空間を確保する。)
広がりのある空間をつくる。(門扉は設けない。)
デザインを調和させる。(住宅街では既存の車庫等を極力設置しない。)
緑を増やす。(建築などの際は緑化に配慮する。)



良好な景観形成のための基準を設けましたが、主なものは次のとおりです。

○景観形成基準

- 建物の高さ
 - 住宅地 10メートル以下
 - 商業地・農業地域 13メートル以下
 - 工場地区 13メートル以下 (一部16メートル以下)
- 配置 隣地からの距離を確保し、ゆとりある配置と植栽等緑化を進める。道路からの後退距離は住宅地で2メートル以上
- 屋根 勾配 建築面積200平方メートル以下の建物は、原則10分の5から10分の10
- (土地が狭く困難な場合を除く)
 - 色彩 こげ茶・濃紺・濃緑等
 - 外壁 調和 まち並みの連続性に配慮



し、周辺建物と調和したデザインとする
色彩 素材色を尊重し、原色を用いない。着色の場合は、ページユ・グレー・クリーム等
素材 模倣建材はできるだけ用いない。
その他
商店街 パイプシャッター、ガラスウインドウなど賑わいを創出する工夫を行う。
まち並みの連続性や調和に配慮し、空間の演出、店先の緑化を行う。自動販売機は横向き配置や遮蔽などまち並みに配慮する。看板は町並みと調和するよう配慮し木彫看板を原則とする。
付属建物 住宅など他の建物と調和する色彩、デザインとする。

計画の施行により、1月1日から一定規模以上の建築物の新築、改築、屋根や外壁の色彩の変更などの行為をする場合、30日以上前に役場企画総務課政策室まで届出が必要になりました。

外観の変更が伴わない改修や修繕、色の変更のない塗り替えは届出の必要がありません。

建築物等の届出

- 高さ3メートル又は延床面積50平方メートルを超える新築・増築・改築・外観(色彩含む)の変更行為
- 高さ5メートルを超える広告塔の設置
- 高さ13メートルを超える鉄塔・鉄柱などの設置
- 高さ3メートル以上、20立方メートル以上の土石・廃棄物・再生資源等の堆積
- 地域森林計画対象民有林以外の50平方メートル以上の面積の樹林地、並木の皆伐

住宅などの新築や外観が変わる改修などを計画している方は事前に役場企画総務課政策室(☎82 2111内線226)までご相談ください。
また、敷地内の花木の植栽や道路敷地内の植え込みの植栽管理など、今後とも写真の町にふさわしい美しい町づくりにご協力くださいますようお願いいたします。